

随意契約及び比較見積省略理由書

- 1 工事名 二級河川 芦田川 芦田川排水機場 エンジン冷却水用設備補修工事
- 2 工事場所 高石市加茂四丁目地内 外
- 3 工期 契約日から令和8年2月27日
- 4 工事概要 エンジン冷却水用設備補修 一式
- 5 関係規定 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号
大阪府財務規則第62条及び同運用62条関係2項1号

6 理由

- 芦田川排水機場は、高潮等による水門閉鎖に伴う排水施設として重要な役目を果たす施設であり、非常時には安全で確実な運転を行うため、施設の機能維持を適正に行う必要がある。
- 本工事は、昭和46年に設置された主ポンプ設備に係る補機設備(エンジン冷却水用設備)の補修を行うものである。
- 当該設備はいわゆる汎用設備ではなく、製作会社独自の技術や設計で製作されている。従って、本工事を履行するにあたっては、当該設備の設計・製作において、その機能・構造に精通していることが必要な上、当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。
- 以上のことから、本工事を履行できるのは当該設備の設計、製作、据付及び同設備の定期点検に係わってきた、株式会社荏原製作所以外にその能力を有するものがないことから、同社を見積りの相手方として見積りを徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。
- また、比較見積書の徴取にあたっては、財務規則の運用62条関係2項1号「特定の者でなければ履行できないもの」に該当するため、比較見積書を省略するものとする。